

平成15(2003)年度
手数料適正化検討委員会報告書

平成15(2003)年12月10日
豊島区手数料適正化検討委員会

はじめに

「法定外目的税」の創設や国のいわゆる三位一体改革による国庫補助負担金の見直しなど、自立した経営主体としての地方自治体の財源確保が大きく注目されています。こうした流れとともに、行政サービスとコスト負担を明らかにし、公平で公正な財政運営を実現することがますます重要な課題となっています。

本委員会は、行財政改革推進本部の決定にもとづき13年6月に設置され、同年12月に本区における手数料のあり方についてまとめ、料額改定の基本的な指針を提示しました。区では、この指針に基づき、14年度の手数料改定など、適正化にむけて具体的な取組みを行ってきました。

手数料は、身近な行政サービスに対する対価であると同時に、その料額の基礎となるコストは、社会経済状況によって変化しており、手数料を負担する区民への説明責任を果たすうえでも、その動向を適切に把握しておく必要があります。

こうした観点から、本委員会は、現行の手数料額とコストについて新たに調査を実施し、原価負担率等の分析を行うとともに、受益者負担の視点から新たな手数料の設定について検討を行ってまいりました。

その結果、本報告のとおりとりまとめましたので、ここに報告いたします。

平成15年12月10日

豊島区手数料適正化検討委員会
委員長(政策経営部長) 小野 温 代

目次

はじめに

第 1	手数料の現状	1
	1 手数料条例等による事務	
	2 手数料収入の状況	
第 2	負担の原則	2
	1 手数料の意義	
	2 負担の基本原則	
	3 新たな手数料	
第 3	料額の改定基準	3
	1 適正な原価負担率	
	2 標準事務に係る手数料の改定	
	3 料額改定の 23 区統一基準	
第 4	経費の範囲と基準	4
	1 経費の範囲	
	2 処理時間	
第 5	改定の必要性	7
	1 統一的な積算基準による算定	
	2 コストと料額の乖離	
	3 改定すべき料額とその内容	
第 6	新たな手数料の検討	8
	1 住民記録等不登録確認及び証明書交付事務手数料	
	2 保育園入園手数料	
第 7	今後の手数料のあり方	9
	1 コストの明確化	
	2 適正な手数料の維持	
	3 行政サービスの向上と事務の効率化	

(別紙) 手数料対象事務経費の積算結果

(資料) 豊島区手数料適正化検討委員会設置要綱

平成 15 年度豊島区手数料適正化検討委員会 検討経過

平成 15 年度豊島区手数料適正化検討委員会委員名簿

第1 手数料の現状

1. 手数料条例等による事務

手数料に関する事項は、地方自治法第228条により条例で定めることとされており、本区における手数料に関する規定及びこれによる手数料の種類は、概ね以下とおりである。

条例等の名称	事務内容	規定項目数
手数料条例	住所又は居所に関する証明書の交付等	115項目
廃棄物の発生抑制、再利用による減量及び適正処理に関する条例	廃棄物処理手数料等	5項目
幼稚園条例	入園料	1項目
自転車等の放置防止に関する条例	自転車撤去保管手数料	1項目

このうち、廃棄物処理手数料については、清掃事務の区移管前に東京都が定めた原則、体系により23区統一基準となっているため、今後の手数料のあり方については、区長の附属機関である「豊島区リサイクル・清掃審議会」での幅広い審議を求めていく必要がある。

2. 手数料収入の状況

手数料収入の状況をみると、14年度決算では、区の歳入決算額の0.9%にあたる8億4千8百万円となっている。また、15年度当初予算では、歳入全体に占める手数料の割合は1.1%、特定財源に占める割合は3.4%となっており、区の貴重な財源となっている。

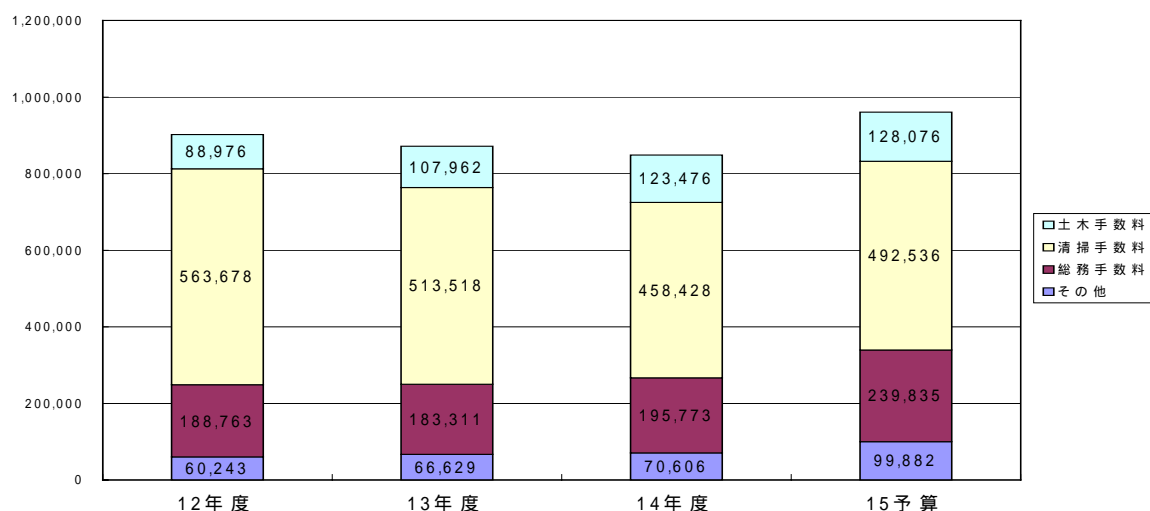
手数料の決算と当初予算

単位:千円

区分	内容	14年度決算額	15年度予算額
総務手数料	住民基本台帳等の事務など	195,773	239,835
福祉手数料	居宅介護支援手数料	31,668	54,487
衛生手数料	診断書交付手数料など	38,351	45,043
経済生活手数料	農地転用届出受理通知手数料	1	1
清掃環境手数料	ごみ処理券手数料など	458,428	492,536
都市整備手数料	開発許可事務手数料	518	262
土木手数料	自転車等撤去保管手数料など	123,476	128,076
教育手数料	幼稚園入園料	68	89
合計		848,283	960,329

手数料収入の推移

単位:千円



第2 負担の原則

1. 手数料の意義

地方自治法第227条では「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。」と規定している。

したがって、手数料とは、特定の者のためにする事務ないしサービスの反対給付であり、地方公共団体又はこれらの機関が、「特定の者のために提供する役務に対し、それらに要した費用に充てるため徴収する金銭」と定義することができる。

具体的には、手数料の徴収対象となる役務は「特定の者のため」である必要があり、これは一般的には「受益性」といわれるもので、手数料は受益者負担に含まれる。

また、「特定の者のためにする事務」とは、特定の者の利益を目的として行なわれる事務であって、もっぱら行政上の必要性にもとづいて行なわれる事務でないことが要件である。

2. 負担の基本原則

手数料は「特定の者のためにする事務」に要する経費の対価として徴収するものであることから、基本的には、受益者がその事務に要した経費全額を負担することが原則である。

(実費補てん方式)

手数料徴収の対象となる事務が、もっぱら特定の者又は一部住民の利益のために必要とされている場合で、その経費に一般財源を充てることが適当でない場合に、その経費相当額を手数料として徴収する。

(一部実費補てん方式)

許可等の手数料徴収の対象となる事務は、公共的な目的の実現にとって必要であるが、特に特定の者のために役務を提供するものであるため、その経費の全部を一般財源によって充てるのに適さず、許可等の役務提供のため、直接必要となった増加経費相当分について、手数料を徴収して財源の一部に充当する。

(収益着目方式)

特許又はこれに準じる行為により、反射的に多大の又は独占的な経済的利益を得る場合、他の住民との均衡上、その受益に着目して相当額を手数料として徴収する。

(低額方式)

実費方式を基本としつつも、納付義務者は低所得者層が多いなどの理由から、政策的に特に低額の手数料とする。

本区における手数料をみると、「収益着目方式」、「低額方式」によるべき手数料は見当たらず、しがって、上記のうち「実費補てん方式」、「一部実費補てん方式」を原則として採用することとする。

3. 新たな手数料

前述のとおり、地方公共団体は「特定の者のためにする事務」について手数料を徴収することができることとなるが、今後、新たな手数料を徴収する場合には、これらの原則を踏まえながら、「利用者の特別の受益の程度」、「利用者の所得」、「事務内容に関する政策的配慮」などを総合的に勘案して決定することとする。

第3 料額の改定基準

1. 適正な原価負担率

上記のとおり、手数料は「特定の者のためにする事務」に要する経費の対価として徴収するものであり、基本的には、受益者がその役務の提供に要した経費全額を負担することが原則である。

したがって、原価負担率(コストに対する料額の充足割合)は、100%にできるだけ近い額とすることが必要となるが、コストに応じた料額を設定すると、端数が生じ、窓口での収納事務も煩雑となる。

そのため、適正な原価負担率に一定の幅を持たせることとし、負担の原則での考え方を踏まえ、概ね95%から105%の範囲内で料額を決定する。また、原価負担率が95%に満たないもの、もしくは105%を超えている手数料について料額を見直す。

2. 標準事務にかかる手数料の改定

地方自治法第228条では、手数料に関する事項は条例で定めなければならないとし、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務(標準事務)については、政令で定める金額の手数料を標準として条例を定めなければならないとされている。

同法の規定に基づき、地方公共団体の手数料の標準に関する政令において、手数料を徴収する事務並びに金額を定めており、区に関連する事務では、戸籍事務に関する証明書等の交付、道路運送車両法に基づく臨時運行許可に関する事務が掲げられている。

以上のような法令の趣旨を踏まえ、政令で規定されている標準事務については、これらの事務に要する本区でのコストを把握したうえで、政令の改正に合わせて、その料額を改定することとする。

3. 料額改定の23区統一基準

本区を含む特別区においては、従来からほとんどの手数料額が統一的に定められてきた。これは、東京という大都市を23区が一体として形成してきたこと、制度的に都の内部団体的な性格を有してきたこと、都区財政調整制度という独自の財政制度を採用してきたことなどに起因している。

しかしながら、平成12年4月から施行された都区制度改革関係の改正地方自治法により、特別区は基礎的な地方公共団体として、これまでの都の内部団体的性格が改められ、自己決定、自己責任による行財政運営が求められている。

このような大きな制度的転換を考慮すると、安易な「23区横並び」を止め、住民の利便性に配慮しつつ、各区が独自に経費を分析し、適正な手数料額を決定していく必要がある。

第4 経費の範囲と基準

1. 経費の範囲

手数料の算定の基礎となる費用の範囲には、当該役務の提供のために直接必要となる経費が全て含まれる。

これまでの手数料の経緯、実態を考慮すると、人件費、物件費、その他の経費の3種類を対象経費として手数料額を算定することが適当であり、それぞれの範囲、基準を次のとおり定める。

(1)人件費

人件費は、役務を提供するために要した職員に関する経費と位置づけ、手数料の対象となる事務に従事した時間に応じた額とする。

したがって、職員の時間あたりの給与額(時間単価)を基本とし、23区統一基準の歴史的経緯と、職員構成、従事職員等による変動を避けるため、都区財政調整制度における標準給(第1標準給の平均標準給)によるものとする。

平成15年都区財政調整標準給与 7,653,970円(共済費含む/年間)

時間単価 = 合計年額 ÷ (52週 × 40時間 - 16日(休日日数) × 8時間)
= 3,921円(1分当たり65.35円)

(2)物件費

物件費は、役務を提供するために要した物的経費と位置づけ、次のとおり区分する。

区 分	範 囲	基 準
消耗品費	地図、配置図、事務用品、参考図書、台帳、検査証、鑑札などの購入費	・当該事務に専ら要した経費 ・前年度執行額をもとにした1件あたりの額 ・経費の按分を要する場合は、処理時間数による
印刷製本費	手引き、封筒、申請書、許可証、届出など印刷製本に要した経費	同上
備品の減価償却費	購入した備品の定率による償却額	同上(なお、機器の耐用年数は所得税法第37条、第49条に定める年数とする。)
通信運搬費	はがき・切手代、電報料金、電話料金	同上

(3)その他の経費

人件費、物件費に区分されない経費で、役務の提供に必要な統一的経費として、以下の3種類を、その他の経費として位置づける。

区 分	範 囲	基 準
旅費	旅費、旅行雑費	・当該年度に専ら要した経費 ・前年度執行額をもとにした1件あたりの額 ・経費の按分を要する場合は、処理時間数による
報酬・賃金	臨時職員賃金、非常勤職員報酬、審査会委員報酬	
電算機器賃借料及び保守経費	OA 機器、コピー、事務用機器の賃借料及び保守委託料	

2. 処理時間

処理手順の実態を分析すると、下記のとおり4つの段階に区分される。したがって、この区分毎に事務内容を種別化するとともに、それぞれの業務内容を例示して、処理時間を割り振ることとする。このことにより、手数料額の人件費を算出する処理手順、処理時間の明確化を図る。

区分	事務内容等	
	種別	業務内容
受付	受付 審査 事前相談 補正 台帳等記入	申請書等の受付等 申請内容の点検等 申請に関する事情聴取、相談等 申請の修正指導等 受付簿等への記入、OA 機器への入力
調査	現場調査 書類審査 検索・確認 照会	申請事案所在への調査等 申請事案内容の調査 電算情報等の検索、確認 関係機関等への問い合わせ
処理	起案 入力 台帳記載 決定 許可書等作成	事案決定等の稟議書作成等 電算処理システム等への入力 処理簿等への記入 事案の処分等の決定 許可書、証明書等の作成
交付	通知 許可書等交付 台帳記入 手数料領収	申請者への連絡、通知 公印の執行、手交等 交付簿等への記載 手数料の領収、領収書の発行
その他	審査会付議 講習会等	建築審査会等での検討 更新時の事後講習会等の開催

第5 改定の必要性

1. 統一的な積算基準による算定

前記までの基準等により、改めて手数料の対象となる事務について、人件費、物件費などの状況に関する調査を本年8月に実施した。

その結果、以下のような状況となったため、これを基本として料額の改定を検討した。

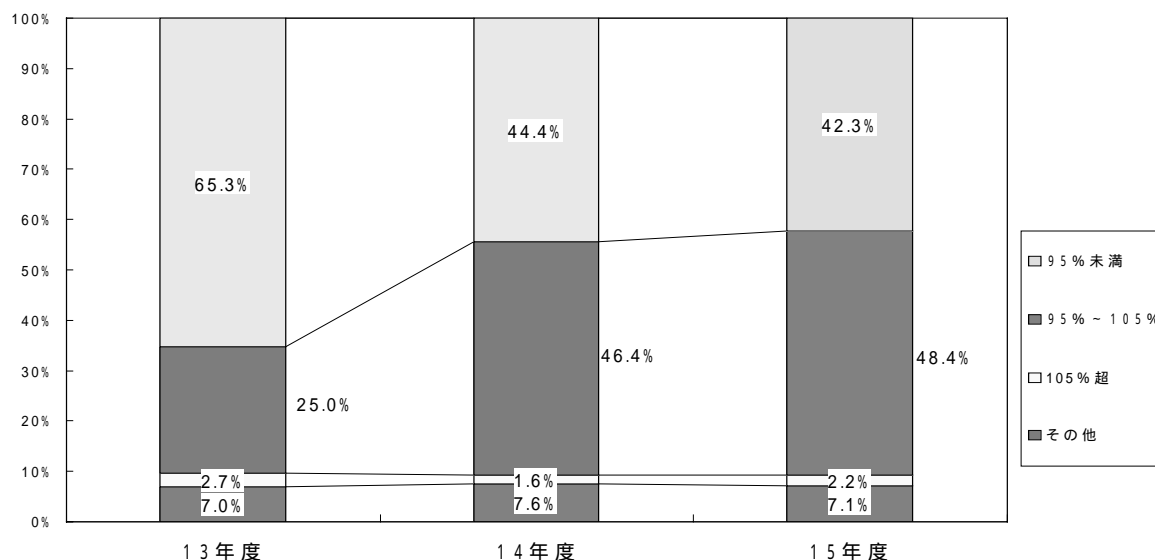
2. コストと料額の乖離

調査結果から原価負担率をみると、次のとおりとなっており、平成 15 年度現在、全体の 42.3%となる132件が、原価負担率 95%未満となっている。

これを、13年度の調査結果と比較すると、原価負担率95%未満の件数割合が23.0ポイント減少するとともに、95%から105%までの割合が23.4ポイント増加している。このように、料額との乖離が次第に改善されてはいるものの、概ね4割に当たる手数料のコスト負担率がなお低い状況となっている。

原価負担率	平成13年度		平成14年度		平成15年度	
	件数	構成比%	件数	構成比%	件数	構成比%
95%未満	196	65.3	135	44.4	132	42.3
95%～105%	75	25.0	141	46.4	151	48.4
105%超	8	2.7	5	1.6	7	2.2
その他	21	7.0	23	7.6	22	7.1
合計	300	100.0	304	100.0	312	100.0

原価負担率別構成比の推移



3. 改定すべき料額とその内容

個々の具体的な手数料の改定を検討するにあたっては、統一的な積算基準による原価負担率のほか、政策的な配慮や都区間の関連性などについて十分留意することが必要である。また、実績件数が少ない手数料については、今後の実績推移を見極めつつさらなるコスト精査を行う必要がある。

これらを踏まえ、改定すべき内容を検討した結果、別紙「手数料対象事務経費の積算結果」のとおり、27件の手数料を改定することとする。

なお、改定すべき手数料のうち、「自転車撤去保管手数料」については、都市問題としての放置自転車対策におけるコスト負担の適正化及び公平性の観点から、役務の提供に要した経費全額を負担する原則に基づき料額を改定することとする。

第6 新たな手数料の検討

本委員会では、現に手数料条例等によって徴収している事務のほかに、新たに手数料を徴収すべき「特定の者のためにする事務」として、次の2件について検討を加えた。

事務名	内容	件数(年)	経費(円・件)
住民記録等不登録の確認及び証明書の交付	住民票等の写しの交付の請求に際し、被証明者が不登録であることを調査、確認する事務。及びこれを証する証明書の交付。	約10,000件	856円
保育所入園料	保育の実施申し込み受付、承諾に関する事務	約850件	5,770円

1. 住民記録等不登録確認及び証明書交付事務手数料

住民票等の写し等の請求に際し、住民票等が見当たらない場合は、手数料を徴収せず、無料で返戻処理を行っている。その件数は14年度で約10,000件に上っており、請求件数全体の11.5%を占めている。

特定事業者がその営業目的のため、住民記録等の登録の有無について確認を求める件数が膨大になっている実態と、そのコストが極めて大きな負担になっている現状から、受益者負担の原則を明確にする目的で新たな手数料を徴収すべきであると考えられる。

この場合、住民記録等の「不登録の確認及びその証明」の請求が明確になされたうえで、区内に住民登録がないという情報を提供し、そのサービスの労力等の対価として証明書交付手数料を徴収することは可能であると考えられる。

しかし、住民票等の写しの交付請求は、すなわち不登録の確認を求めるものとはいえず、上記のような実態をもって手数料を徴収することは、請求のない「不登録確認証明」を行い、その対価を求めることとなる。

このため、新たな手数料として直ちに徴収することは困難であり、引続き慎重な検討を要するものと判断した。

2. 保育園入園手数料

児童福祉法第24条は、「保護者から申込みがあったときは、それらの児童を保育所において保育しなければならない」と定めていることから、保育園の入所事務については、「地方公共団体自体の行政上の必要のためにする事務」と考えられている。

「第2 負担の原則」で述べたように、手数料は「行政上の必要のためにする事

務」については徴収できないため、保育園入園事務に伴う手数料は徴収できないこととなる。

しかし、社会福祉構造改革の一環として、入所の考え方が措置から契約に制度変更され、入園希望者は手数料の対象となる「特定の者」と考えられるため、この間検討をしてきたが、結論を得ることができなかつたので、引き続き検討するものとする。

第7 今後の手数料のあり方

1. コストの明確化

手数料は、租税が税率で定められているのと異なり、額の形で規定されるため、役務の提供に要した実費(コスト)を基本として料額を設定しても、給与改定、物価変動等によりコストが年々変化し、原価負担率も変動することになる。

このため、手数料にかかるコストについては、常に実費額を把握し、明確にしておくことが不可欠であり、調査を隔年毎に実施するなど、定期的な確認、検討が必要である。

また、実績件数の少ない手数料について合理的なコスト算定の方法を研究するとともに、人件費の基準を都区財政調整標準給から本区の平均給与により算定するなど、より実態を反映したコストを明らかにしていく必要がある。

2. 適正な手数料の維持

負担の公平性を確保する観点からは、上記の定期的なコストの把握をもとに、適時に改定を行うことが必要である。

このため、旧機関委任事務にかかる手数料の過去の改定経緯などから、概ね3年毎に手数料条例等に規定する料額を統一的に見直すこととする。

改定にあたっては、役務を提供する経費(コスト)をわかりやすく表示するなど、区民に対する十分な説明が不可欠であり、さらに、このための期間を設けることも必要である。

なお、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に定める手数料の標準額については、地方分権推進計画(平成10年5月)に基づき、原則として3年ごとに全ての標準額を見直すこととしている。

3. 行政サービスの向上と事務の効率化

2003年7月に「e-japan戦略」と「電子政府構築計画」が策定され、電子政府・電子自治体への移行が着実に進んでいる。

本区では、現在、「都区市町村電子自治体共同運営協議会」において共同運

営による電子申請サービスの検討をすすめている。具体的には、住民票の写しや納税証明書等についてインターネットを通して申請・交付を行い、利用者の利便性向上と事務処理の負担軽減を図るものである。

このため、手数料算定の基礎となるコストの範囲や積算基準、さらに事務処理方法の変更にともなう人件費等のあり方について検討する必要がある。

今後、行政サービスの向上の視点から、事務の効率化やサービスのあり方を見直しつつ、自立した経営主体としての財源確保の観点から、公平で公正な財政運営を実現することが必要である。

(別紙)

平成15年度
手数料対象事務経費の積算結果

平成15年度 手数料対象事務経費積算結果内訳(改定すべき手数料)

単位:円

条例 番号	事務内容	所管課	現行手数料額	現行料額 施行年月日	コスト	原価負担率 /	改定後料額	改定差額 -
1	3	営業又は業務に関する証明書	300	12年4月1日	420	71%	400	100
2	11	住民記録一覧表の閲覧	1,000	9年7月1日	2,959	34%	2,500	1,500
3	27	旅館業法許可申請 ホテルまたは旅館	22,000	12年4月1日	23,984	92%	23,900	1,900
4	27	旅館業法許可申請 簡易宿所または下宿	11,000	12年4月1日	14,561	76%	13,200	2,200
5	28	旅館業の地位の承継承認	7,400	12年4月1日	8,094	91%	8,000	600
6	33	(ア)移動飲食店又は臨時飲食店 営業許可申請	4,700	12年4月1日	7,145	66%	5,600	900
7	33	(ア')移動飲食店又は臨時飲食店 営業許可更新申請	2,300	12年4月1日	4,204	55%	2,800	500
8	33	(ウ)移動又は臨時菓子製造業 営業許可申請	4,600	12年4月1日	7,145	64%	5,500	900
9	33	(ウ')移動又は臨時菓子製造業 営業許可更新申請	2,300	12年4月1日	4,204	55%	2,700	400
10	65	工場認可申請 500㎡以下	6,900	13年4月1日	8,980	77%	8,700	1,800
11	65	工場認可申請 500㎡超1,000㎡以下	13,300	13年4月1日	14,534	92%	14,200	900
12	66	工場変更認可申請	6,800	13年4月1日	7,673	89%	7,600	800
13	67	ア 屋外広告物設置許可(広告塔・板)5㎡ごと	2,800	12年10月1日	3,223	87%	3,220	420
14	67	イ 屋外広告物設置許可(小型広告板)1枚ごと	270	12年10月1日	667	40%	400	130
15	67	ウ 屋外広告物設置許可(はり紙・札)50枚ごと	1,500	12年10月1日	4,782	31%	2,250	750
16	67	エ 屋外広告物設置許可(立看板)1枚ごと	340	12年10月1日	454	75%	450	110
17	67	オ 屋外広告物設置許可(電柱街路灯利用)1枚ごと	230	12年10月1日	310	74%	310	80
18	67	カ 屋外広告物設置許可(標識利用)	150	12年10月1日	220	68%	210	60
19	67	キ 屋外広告物設置許可(宣伝車)	3,300	12年10月1日	12,528	26%	4,950	1,650
20	67	ク 屋外広告物設置許可(バス電車車体利用)	440	12年10月1日	614	72%	610	170
21	67	ケ 屋外広告物設置許可(前記以外車体利用)	1,300	12年10月1日	4,361	30%	1,950	650
22	67	コ 屋外広告物設置許可(アドバルーン)	1,900	12年10月1日	4,873	39%	2,850	950
23	67	サ 屋外広告物設置許可(広告幕)	880	12年10月1日	996	88%	990	110
24	67	シ 屋外広告物設置許可(アーチ)	9,400	12年10月1日	10,635	88%	10,630	1,230
25	67	ス 屋外広告物設置許可(装飾街路灯)	3,800	12年10月1日	5,013	76%	5,010	1,210
26	67	セ 屋外広告物設置許可(店頭装飾)	13,200	12年10月1日	20,804	63%	19,800	6,600
27	-	自転車撤去保管手数料 (自転車等の放置防止に関する条例)	3,000	13年7月1日	5,190	58%	5,000 原付8,000	2,000 原付3,000

平均改定率 22.9% (27件)

平成15年度 手数料対象事務経費積算結果内訳(改定しない手数料)

「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」で定める標準事務及び「廃棄物の発生抑制、再利用による減量及び適正処理に関する条例」で定める手数料を除く。

	条例 番号	事務内容	所管課	現行手数料額 円	現行料額 施行年月日	コスト 円	原価負担率 円
1	1	住所又は居所に関する証明書	区民課	400	14年10月1日	466	86%
2	2	身分、資格又は履歴に関する証明書	区民課	400	14年10月1日	1,314	30%
3	4	区税その他諸収入に関する証明書の交付 (納税証明書)	税務課	300	9年7月1日	340	88%
4	5	納税管理人に関する証明書の交付	税務課	300	9年7月1日	354	85%
5	6	土地又は建物に関する証明 (特別区道幅員証明)	道路管理課	300	9年7月1日	316	95%
6	6	土地又は建物に関する証明 (区の保有する道路台帳平面図の写しの交付)	道路管理課	300	12年7月1日	309	97%
7	6	土地又は建物に関する証明(建築確認証明)	建築審査課	400	14年10月1日	1,365	29%
8	6	区の保有する公共用地境界図・道路区域図の写しを抄本として証明印を 押して交付	道路管理課	300	9年7月1日	294	102%
9	7	文書の受理に関する証明書	区民課	400	14年10月1日	762	52%
10	8	住民票の写し	区民課	400	14年10月1日	529	76%
11	8	戸籍の附表の写し	区民課	400	14年10月1日	1,295	31%
12	8	登録原票記載事項証明	区民課	400	14年10月1日	1,473	27%
13	9	住民票記載事項証明書	区民課	400	14年10月1日	540	74%
14	10	公簿等(戸籍の附票、除かれた住民票、除かれた戸籍の附票、外国人登 録原票及び住民記録一覧表を除く)の閲覧	区民課	100	51年4月1日	540	19%
15	12	印鑑登録証	区民課	500	14年10月1日	1,174	43%
16	12	印鑑登録証(外国人)	区民課	500	14年10月1日	2,568	19%
17	13	印鑑に関する証明書	区民課	400	14年10月1日	633	63%
18	13	印鑑に関する証明書(外国人)	区民課	400	14年10月1日	1,730	23%
19	14	住民基本台帳カードの交付	区民課	500	15年10月1日	1,462	34%
20	15	仮戸籍事項に関する証明書	区民課	400	14年10月1日	529	76%
21	16	不在籍証明書	区民課	400	14年10月1日	1,435	28%
22	23	その他区長又は行政委員会において 適当と認められた事項に関する証明書	総務課	400	14年10月1日	1,311	31%
23	25	農地の転用の届出による受理通知書の交付	生活産業課	400	14年10月1日	1,961	20%
24	26	農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出による受理通知書の 交付	生活産業課	400	14年10月1日	1,961	20%
25	29	公衆浴場法に基づく浴場業許可申請	保健所	22,000	12年4月1日	22,055	100%
26	30	理容師法・美容師法 理美容所検査	保健所	16,000	12年4月1日	16,208	99%
27	31	クリーニング法 クリーニング所検査	保健所	16,000	12年4月1日	16,091	99%
28	32	温泉法 温泉利用許可申請	保健所	35,000	12年4月1日	34,391	102%
29	33	食品衛生法に基づく許可申請 ア 飲食店営業許可申請	保健所	16,000	12年4月1日	16,294	98%
30	33	ア' 飲食店営業許可更新申請	保健所	8,000	12年4月1日	8,125	98%
31	33	イ 喫茶店営業許可申請	保健所	9,600	12年4月1日	9,759	98%
32	33	イ' 喫茶店営業許可更新申請	保健所	4,800	12年4月1日	4,858	99%
33	33	ウ 菓子製造業営業許可申請	保健所	14,000	13年4月1日	14,334	98%
34	33	ウ' 菓子製造業営業許可更新申請	保健所	7,000	12年4月1日	6,818	103%
35	33	エ あん類製造業営業許可申請	保健所	14,000	13年4月1日	14,334	98%
36	33	エ' あん類製造業営業許可更新申請	保健所	7,000	12年4月1日	6,818	103%
37	33	オ アイスクリーム類製造業営業許可申請	保健所	14,000	13年4月1日	14,334	98%
38	33	オ' アイスクリーム類製造業営業許可更新申請	保健所	7,000	12年4月1日	6,818	103%
39	33	カ 乳処理業営業許可申請	保健所	21,000	12年4月1日	20,869	101%
40	33	カ' 乳処理業営業許可更新申請	保健所	10,500	12年4月1日	10,739	98%
41	33	キ 特別牛乳搾取処理業営業許可申請	保健所	21,000	12年4月1日	20,869	101%
42	33	キ' 特別牛乳搾取処理業営業許可更新申請	保健所	10,500	12年4月1日	10,739	98%
43	33	ク 乳製品製造業営業許可申請	保健所	21,000	12年4月1日	20,869	101%
44	33	ク' 乳製品製造業営業許可更新申請	保健所	10,500	12年4月1日	10,739	98%
45	33	ケ 集乳業営業許可申請	保健所	9,600	12年4月1日	9,759	98%
46	33	ケ' 集乳業営業許可更新申請	保健所	4,800	12年4月1日	4,858	99%
47	33	コ 乳類販売業営業許可申請	保健所	9,600	12年4月1日	9,759	98%

	条例 番号	事務内容	所管課	現行手数料額 円	現行料額 施行年月日	コスト 円	原価負担率 円
48	33	コ' 乳類販売業営業許可更新申請	保健所	4,800	12年4月1日	4,858	99%
49	33	サ 食肉処理業営業許可申請	保健所	21,000	12年4月1日	20,869	101%
50	33	サ' 食肉処理業営業許可更新申請	保健所	10,500	12年4月1日	10,739	98%
51	33	シ 食肉販売業営業許可申請	保健所	9,600	12年4月1日	9,759	98%
52	33	シ' 食肉販売業営業更新申請	保健所	4,800	12年4月1日	4,858	99%
53	33	ス 食肉製品製造業営業許可申請	保健所	21,000	12年4月1日	20,869	101%
54	33	ス' 食肉製品製造業営業許可更新申請	保健所	10,500	12年4月1日	10,739	98%
55	33	セ 魚介類販売業営業許可申請	保健所	9,600	12年4月1日	9,759	98%
56	33	セ' 魚介類販売業営業許可更新申請	保健所	4,800	12年4月1日	4,858	99%
57	33	ソ 魚介類競り売り営業許可申請	保健所	21,000	12年4月1日	20,869	101%
58	33	ソ' 魚介類競り売り営業許可更新申請	保健所	10,500	12年4月1日	10,739	98%
59	33	タ 魚肉練り製品製造業営業許可申請	保健所	16,000	12年4月1日	16,294	98%
60	33	タ' 魚肉練り製品製造業営業許可更新申請	保健所	8,000	12年4月1日	8,125	98%
61	33	チ 食品の冷凍又は冷蔵業営業許可申請	保健所	21,000	12年4月1日	20,869	101%
62	33	チ' 食品の冷凍又は冷蔵業営業許可更新申請	保健所	10,500	12年4月1日	10,739	98%
63	33	ツ 食品の放射線照射業営業許可申請	保健所	21,000	12年4月1日	20,869	101%
64	33	ツ' 食品の放射線照射業営業許可更新申請	保健所	10,500	12年4月1日	10,739	98%
65	33	テ 清涼飲料水製造業営業許可申請	保健所	21,000	12年4月1日	20,869	101%
66	33	テ' 清涼飲料水製造業営業許可更新申請	保健所	10,500	12年4月1日	10,739	98%
67	33	ト 乳酸菌飲料製造業営業許可申請	保健所	14,000	13年4月1日	14,334	98%
68	33	ト' 乳酸菌飲料製造業営業許可更新申請	保健所	7,000	12年4月1日	6,818	103%
69	33	ナ 氷雪製造業営業許可申請	保健所	21,000	12年4月1日	20,869	101%
70	33	ナ' 氷雪製造業営業許可更新申請	保健所	10,500	12年4月1日	10,739	98%
71	33	ニ 氷雪販売業営業許可申請	保健所	14,000	13年4月1日	14,334	98%
72	33	ニ' 氷雪販売業営業許可更新申請	保健所	7,000	12年4月1日	6,818	103%
73	33	ヌ 食用油脂製造業営業許可申請	保健所	21,000	12年4月1日	20,869	101%
74	33	ヌ' 食用油脂製造業営業許可更新申請	保健所	10,500	12年4月1日	10,739	98%
75	33	ネ マーガリン又はショートニング 製造業営業許可申請	保健所	21,000	12年4月1日	20,869	101%
76	33	ネ' マーガリン又はショートニング 製造業営業許可更新申請	保健所	10,500	12年4月1日	10,739	98%
77	33	ノ みそ製造業営業許可申請	保健所	16,000	12年4月1日	16,294	98%
78	33	ノ' みそ製造業営業許可更新申請	保健所	8,000	12年4月1日	8,125	98%
79	33	ハ 醤油製造業営業許可申請	保健所	16,000	12年4月1日	16,294	98%
80	33	ハ' 醤油製造業営業許可更新申請	保健所	8,000	12年4月1日	8,125	98%
81	33	ヒ ソース製造業営業許可申請	保健所	16,000	12年4月1日	16,294	98%
82	33	ヒ' ソース製造業営業許可更新申請	保健所	8,000	12年4月1日	8,125	98%
83	33	フ 酒類製造業営業許可申請	保健所	16,000	12年4月1日	16,294	98%
84	33	フ' 酒類製造業営業許可更新申請	保健所	8,000	12年4月1日	8,125	98%
85	33	ヘ 豆腐製造業営業許可申請	保健所	14,000	13年4月1日	14,334	98%
86	33	ヘ' 豆腐製造業営業許可更新申請	保健所	7,000	12年4月1日	6,818	103%
87	33	ホ 納豆製造業営業許可申請	保健所	14,000	13年4月1日	14,334	98%
88	33	ホ' 納豆製造業営業許可更新申請	保健所	7,000	12年4月1日	6,818	103%
89	33	マ めん類業営業許可申請	保健所	14,000	13年4月1日	14,334	98%
90	33	マ' めん類業営業許可更新申請	保健所	7,000	12年4月1日	6,818	103%
91	33	ミ そうざい製造業営業許可申請	保健所	21,000	12年4月1日	20,869	101%
92	33	ミ' そうざい製造業営業許可更新申請	保健所	10,500	12年4月1日	10,739	98%
93	33	ム 缶詰又は瓶詰食品製造業営業許可申請	保健所	21,000	12年4月1日	20,869	101%
94	33	ム' 缶詰又は瓶詰食品製造業営業許可更新申請	保健所	10,500	12年4月1日	10,739	98%
95	33	メ 添加物製造業営業許可申請	保健所	21,000	12年4月1日	20,869	101%
96	33	メ' 添加物製造業営業許可更新申請	保健所	10,500	12年4月1日	10,739	98%
97	34	畜犬登録鑑札交付	保健所	3,000	12年4月1日	2,824	106%
98	35	予防注射済票交付	保健所	550	12年4月1日	560	98%

	条例 番号	事務内容	所管課	現行手数料額 円	現行料額 施行年月日	コスト 円	原価負担率 円
99	36	畜犬登録鑑札再交付	保健所	1,600	12年4月1日	1,541	104%
100	37	予防注射済票再交付	保健所	340	12年4月1日	332	102%
101	38	食鳥処理事業許可	保健所	19,000	12年4月1日	18,908	100%
102	39	食鳥処理場の構造または設備の変更許可申請	保健所	10,000	12年4月1日	9,106	110%
103	40	食鳥検査 1羽につき	保健所	5	12年4月1日	-	-
104	41	食鳥処理事業の確認規定認定申請	保健所	5,500	12年4月1日	4,945	111%
105	42	食鳥処理事業の確認規定認定申請(変更)	保健所	2,300	12年4月1日	3,124	74%
106	43	診療所開設許可	保健所	18,000	12年4月1日	18,059	100%
107	43	助産所開設許可	保健所	11,000	12年4月1日	11,410	96%
108	44	診療所使用前検査	保健所	22,000	12年4月1日	20,675	106%
109	44	助産所使用前検査	保健所	16,000	12年4月1日	15,447	104%
110	44	助産所使用前検査(自主検査)	保健所	3,200	13年4月1日	3,187	100%
111	45	衛生検査所登録申請	保健所	80,000	12年4月1日	78,736	102%
112	46	衛生検査所登録申請書書換え交付及び再交付	保健所	8,200	12年4月1日	7,731	106%
113	47	衛生検査所登録変更申請	保健所	61,000	12年4月1日	59,131	103%
114	48	医療品販売許可申請	保健所	29,000	12年4月1日	27,246	106%
115	48	医療品販売許可申請(更新)	保健所	11,000	12年4月1日	11,318	97%
116	49	医療品販売許可証書換え交付	保健所	2,000	12年4月1日	2,023	99%
117	50	医療品販売許可証再交付	保健所	2,900	12年4月1日	3,003	97%
118	51	死体保存許可申請	保健所	3,400	12年4月1日	3,484	98%
119	52	毒物劇物販売登録申請	保健所	14,700	12年4月1日	14,176	104%
120	52	毒物劇物販売登録申請(更新)	保健所	6,400	12年4月1日	6,447	99%
121	53	毒物劇物販売登録票書き換え申請	保健所	2,400	12年4月1日	2,349	102%
122	54	毒物劇物販売登録票再交付	保健所	4,000	12年4月1日	3,983	100%
123	55	行商人の鑑札・記章交付	保健所	1,700	12年4月1日	3,134	54%
124	55	行商人の鑑札・記章再交付	保健所	900	12年4月1日	2,154	42%
141	56	食品製造業の営業許可申請	保健所	12,300	12年4月1日	12,373	99%
142	56	食品製造業の営業許可申請(更新)	保健所	6,100	12年4月1日	6,165	99%
143	57	動物質原料運搬業許可	保健所	8,000	12年4月1日	7,585	105%
144	57	動物質原料運搬業許可(更新)	保健所	4,000	12年4月1日	4,611	87%
145	58	動物質原料運搬容器検査	保健所	200	12年4月1日	275	73%
146	58	動物質原料運搬容器再検査	保健所	100	12年4月1日	275	36%
147	59	動物質原料運搬容器検査証再交付	保健所	100	12年4月1日	275	36%
148	60	開発行為許可申請 自己の居住用 0.1ha未満	都市開発課	8,600	9年5月1日	8,581	100%
149	60	開発行為許可申請 自己の居住用 0.1～0.3ha未満	都市開発課	22,000	9年5月1日	21,250	104%
150	60	開発行為許可申請 自己の居住用 0.3～0.6ha未満	都市開発課	43,000	9年5月1日	42,910	100%
151	60	開発行為許可申請 自己の居住用 0.6～1ha未満	都市開発課	86,000	9年5月1日	85,820	100%
152	60	開発行為許可申請 自己の居住用 1～3ha未満	都市開発課	130,000	9年5月1日	126,687	103%
153	60	開発行為許可申請 自己の居住用 3～6ha未満	都市開発課	170,000	9年5月1日	-	-
154	60	開発行為許可申請 自己の居住用 6～10ha未満	都市開発課	220,000	9年5月1日	-	-
155	60	開発行為許可申請 自己の居住用 10ha以上	都市開発課	300,000	9年5月1日	-	-
156	60	開発行為許可申請 自己の業務用 0.1ha未満	都市開発課	13,000	9年5月1日	12,668	103%
157	60	開発行為許可申請 自己の業務用 0.1～0.3ha未満	都市開発課	30,000	9年5月1日	29,015	103%
158	60	開発行為許可申請 自己の業務用 0.3～0.6ha未満	都市開発課	65,000	9年5月1日	63,344	103%
159	60	開発行為許可申請 自己の業務用 0.6～1ha未満	都市開発課	120,000	9年5月1日	118,513	101%
160	60	開発行為許可申請 自己の業務用 1～3ha未満	都市開発課	200,000	9年5月1日	194,117	103%
161	60	開発行為許可申請 自己の業務用 3～6ha未満	都市開発課	270,000	9年5月1日	-	-
162	60	開発行為許可申請 自己の業務用 6～10ha未満	都市開発課	340,000	9年5月1日	-	-
163	60	開発行為許可申請 自己の業務用 10ha以上	都市開発課	480,000	9年5月1日	-	-
164	60	開発行為許可申請 その他 0.1ha未満	都市開発課	86,000	9年5月1日	83,777	103%
165	60	開発行為許可申請 その他 0.1～0.3ha未満	都市開発課	130,000	9年5月1日	126,687	103%

	条例 番号	事務内容	所管課	現行手数料額 円	現行料額 施行年月日	コスト 円	原価負担率 円
166	60	開発行為許可申請 その他 0.3～0.6ha未満	都市開発課	190,000	9年5月1日	187,987	101%
167	60	開発行為許可申請 その他 0.6～1ha未満	都市開発課	260,000	9年5月1日	253,374	103%
168	60	開発行為許可申請 その他 1～3ha未満	都市開発課	390,000	9年5月1日	375,974	104%
169	60	開発行為許可申請 その他 3～6ha未満	都市開発課	510,000	9年5月1日	-	-
170	60	開発行為許可申請 その他 6～10ha未満	都市開発課	660,000	9年5月1日	-	-
171	60	開発行為許可申請 その他 10ha以上	都市開発課	870,000	9年5月1日	-	-
172	61	開発行為変更許可 (1)設計変更	都市開発課	面積に応じ前 号の1/10	9年5月1日	-	-
173	61	開発行為変更許可(2)都市計画法30条第1項第1号から第4号による変更	都市開発課	面積に応じ前 号の額	9年5月1日	-	-
174	61	開発行為変更許可 (3)その他の変更	都市開発課	10,000	9年5月1日	-	-
175	62	開発許可を受けた土地の建築許可申請	都市開発課	26,000	9年5月1日	26,563	98%
176	63	開発許可の地位の承継の承認申請 ア 自己居住・業務用等 1ha未満	都市開発課	1,700	9年5月1日	1,719	99%
177	63	開発許可の地位の承継の承認申請 イ 自己業務用 1ha以上	都市開発課	2,700	9年5月1日	2,682	101%
178	63	開発許可の地位の承継の承認申請 ウ ア・イ以外	都市開発課	17,000	9年5月1日	-	-
179	64	開発登録簿写し交付	都市開発課	470	9年5月1日	475	99%
180	65	工場認可申請 1,000㎡超	環境保全課	20,600	13年4月1日	20,743	99%
181	68	建築物に関する確認申請 ア建築基準法87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合	建築審査課	イに掲げる額 に当該昇降機 1基について 次号ア又はイ に掲げる額を 加えた額	11年5月1日	65及び 66に準じる	-
182	68	建築物に関する確認申請 イ ア以外30㎡以内	建築審査課	5,000	11年5月1日	5,308	94%
183	68	建築物に関する確認申請 30㎡超100㎡以内	建築審査課	9,000	11年5月1日	9,876	91%
184	68	建築物に関する確認申請 100㎡超200㎡以内	建築審査課	14,000	11年5月1日	15,317	91%
185	68	建築物に関する確認申請 200㎡超500㎡以内	建築審査課	19,000	11年5月1日	20,538	93%
186	68	建築物に関する確認申請 500㎡超1000㎡以内	建築審査課	34,000	11年5月1日	37,035	92%
187	68	建築物に関する確認申請 1000㎡超2000㎡以内	建築審査課	48,000	11年5月1日	52,552	91%
188	68	建築物に関する確認 2000㎡超10000㎡以内	建築審査課	140,000	11年5月1日	152,607	92%
189	68	建築物に関する確認 10000㎡超50000㎡以内	建築審査課	240,000	11年5月1日	261,040	92%
190	68	建築物に関する確認 50000㎡超	建築審査課	460,000	11年5月1日	500,314	92%
191	69	建築設備確認申請 建築設備または昇降機	建築審査課	9,000	11年5月1日	9,696	93%
192	69	建築設備確認申請 小荷物専用昇降機	建築審査課	4,000	11年5月1日	4,418	91%
193	69	建築設備確認申請(変更) 建築設備または昇降機	建築審査課	5,000	11年5月1日	5,398	93%
194	69	建築設備確認申請(変更) 小荷物専用昇降機	建築審査課	3,000	11年5月1日	3,111	96%
195	70	工作物確認申請 工作物築造	建築審査課	8,000	11年5月1日	9,042	88%
196	70	工作物確認申請 工作物築造(変更)	建築審査課	4,000	11年5月1日	4,418	91%
197	71	建築物に関する完了検査申請 ア 建築基準法87条の2に規定する昇降機 に係る部分が含まれる場合	建築審査課	イに掲げる額 に当該昇降機 1基について 次号に掲げる 額を加えた額	11年5月1日	68及び 69に準じる	-
198	71	建築物に関する完了検査申請 イ ア以外30㎡以内	建築審査課	10,000	11年5月1日	11,003	91%
199	71	建築物に関する完了検査申請 30㎡超100㎡以内	建築審査課	12,000	11年5月1日	13,290	90%
200	71	建築物に関する完了検査申請 100㎡超200㎡以内	建築審査課	16,000	11年5月1日	17,167	93%
201	71	建築物に関する完了検査申請 200㎡超500㎡以内	建築審査課	22,000	11年5月1日	24,092	91%
202	71	建築物に関する完了検査申請 500㎡超1000㎡以内	建築審査課	36,000	11年5月1日	39,443	91%
203	71	建築物に関する完了検査申請 1000㎡超2000㎡以内	建築審査課	50,000	11年5月1日	55,320	90%
204	71	建築物に関する完了検査申請 2000㎡超10000㎡以内	建築審査課	120,000	11年5月1日	130,802	92%
205	71	建築物に関する完了検査申請 10000㎡超50000㎡以内	建築審査課	190,000	11年5月1日	209,191	91%
206	71	建築物に関する完了検査申請 50000㎡超	建築審査課	380,000	11年5月1日	416,140	91%
207	72	建築設備完了検査申請 建築設備または昇降機	建築審査課	13,000	11年5月1日	14,500	90%

	条例 番号	事務内容	所管課	現行手数料額 円	現行料額 施行年月日	コスト 円	原価負担率 円
208	72	建築設備完了検査申請 小荷物専用昇降機	建築審査課	8,000	11年5月1日	8,742	92%
209	73	工作物完了検査申請	建築審査課	9,000	11年5月1日	10,049	90%
210	74	中間検査を受けた建築物の完了検査申請 ア建築基準法87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合	建築審査課	イに掲げる額に当該昇降機1基について次号に掲げる額を加えた額	11年5月1日	71及び72に準じる	-
211	74	中間検査を受けた建築物の完了検査申請 イ ア以外30㎡以内	建築審査課	9,000	11年5月1日	10,199	88%
212	74	中間検査を受けた建築物の完了検査申請 30㎡超100㎡以内	建築審査課	11,000	11年5月1日	13,028	84%
213	74	中間検査を受けた建築物の完了検査申請 100㎡超200㎡以内	建築審査課	15,000	11年5月1日	16,775	89%
214	74	中間検査を受けた建築物の完了検査申請 200㎡超500㎡以内	建築審査課	21,000	11年5月1日	23,504	89%
215	74	中間検査を受けた建築物の完了検査申請 500㎡超1000㎡以内	建築審査課	35,000	11年5月1日	38,070	92%
216	74	中間検査を受けた建築物の完了検査申請 1000㎡超2000㎡以内	建築審査課	47,000	11年5月1日	52,836	89%
217	74	中間検査を受けた建築物の完了検査申請 2000㎡超10000㎡以内	建築審査課	110,000	11年5月1日	120,999	91%
218	74	中間検査を受けた建築物の完了検査申請 10000㎡超50000㎡以内	建築審査課	180,000	11年5月1日	197,035	91%
219	74	中間検査を受けた建築物の完了検査申請 50000㎡超	建築審査課	370,000	11年5月1日	404,377	91%
220	75	中間検査を受けた昇降機の完了検査申請	建築審査課	12,000	11年5月1日	13,555	89%
221	75	中間検査を受けた昇降機の完了検査申請 小荷物専用昇降機	建築審査課	8,000	11年5月1日	8,981	89%
222	76	建築物に関する中間検査申請 ア建築基準法87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合	建築審査課	イに掲げる額に当該昇降機1基について次号に掲げる額を加えた額	11年5月1日	73及び74に準じる	-
223	76	建築物に関する中間検査申請 イ ア以外30㎡以内	建築審査課	9,000	11年5月1日	10,349	87%
224	76	建築物に関する中間検査申請 30㎡超100㎡以内	建築審査課	11,000	11年5月1日	12,767	86%
225	76	建築物に関する中間検査申請 100㎡超200㎡以内	建築審査課	15,000	11年5月1日	16,710	90%
226	76	建築物に関する中間検査申請 200㎡超500㎡以内	建築審査課	20,000	11年5月1日	22,589	89%
227	76	建築物に関する中間検査申請 500㎡超1000㎡以内	建築審査課	33,000	11年5月1日	36,371	91%
228	76	建築物に関する中間検査申請 1000㎡超2000㎡以内	建築審査課	45,000	11年5月1日	49,373	91%
229	76	建築物に関する中間検査申請 2000㎡超10000㎡以内	建築審査課	100,000	11年5月1日	110,217	91%
230	76	建築物に関する中間検査申請 10000㎡超50000㎡以内	建築審査課	160,000	11年5月1日	175,731	91%
231	76	建築物に関する中間検査申請 50000㎡超	建築審査課	330,000	11年5月1日	361,246	91%
232	77	建築設備に関する中間検査申請 建築設備または昇降機	建築審査課	12,000	11年5月1日	12,997	92%
233	77	建築設備に関する中間検査申請 小荷物専用昇降機	建築審査課	8,000	11年5月1日	9,003	89%
234	78	工作物に関する中間検査申請	建築審査課	9,000	11年5月1日	9,788	92%
235	79	仮使用の承認に関する申請	建築審査課	120,000	11年5月1日	132,361	91%
236	80	道路位置の指定の申請に対する審査	建築指導課	50,000	14年10月1日	49,879	100%
237	81	建築物敷地と道路との関係の建築許可申請	建築指導課	33,000	11年5月1日	59,004	56%
238	82	公衆便所等の道路内建築許可申請	建築指導課	33,000	11年5月1日	59,004	56%
239	83	道路内建築許可申請	建築指導課	27,000	11年5月1日	37,859	71%
240	84	公共用歩廊等道路内建築許可申請	建築指導課	160,000	11年5月1日	216,570	74%
241	85	壁面線外建築許可申請	建築指導課	160,000	8年4月1日	208,074	77%
242	86	用途地域建築許可申請	建築指導課	180,000	11年5月1日	228,659	79%
243	87	建築物の容積率に関する特例許可申請	建築指導課	160,000	8年4月1日	208,074	77%
244	88	建築物の建ぺい率に関する特例許可申請	建築指導課	33,000	11年5月1日	59,004	56%
245	89	建築物の建ぺい率に関する制限適用除外許可申請	建築指導課	33,000	11年5月1日	59,004	56%
246	90	建築物の敷地面積の許可申請	建築指導課	160,000	8年4月1日	208,074	77%
247	91	建築物の高さの特例認定申請	建築指導課	27,000	11年5月1日	32,631	83%
248	92	建築物の高さの許可認定	建築指導課	160,000	8年4月1日	208,074	77%
249	93	日影による建築物の高さの許可申請	建築指導課	160,000	8年4月1日	208,074	77%
250	94	高架工作物内に設ける建築物の高さ制限の適用除外認定申請	建築指導課	27,000	11年5月1日	35,899	75%

	条例 番号	事務内容	所管課	現行手数料額 円	現行料額 施行年月日	コスト 円	原価負担率 円
251	95	高度利用地区内建築物の容積率、建ぺい率、建築面積又は壁面位置に関する特例許可申請	建築指導課	160,000	8年4月1日	208,074	77%
252	96	高度利用地区内建築物の各階部分の高さの許可申請	建築指導課	160,000	8年4月1日	208,074	77%
253	97	敷地内に広い空き地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請	建築指導課	160,000	8年4月1日	208,074	77%
254	98	再開発地区計画の区域内建築物の容積率に関する制限の適用除外認定申請	建築指導課	27,000	11年5月1日	37,859	71%
255	99	再開発地区計画の区域内建築物の各部分の高さ許可申請	建築指導課	160,000	8年4月1日	208,074	77%
256	100	区域の特性に応じた高さ、配列および形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域内の建築物の容積率及び各部分の高さに関する適用除外に係る認定申請	建築指導課	27,000	15年4月1日	37,859	71%
257	101	予定道路に係る建築物の容積率の特例許可申請	建築指導課	160,000	8年4月1日	208,074	77%
258	102	仮設建築物許可申請	建築審査課	105,000	11年4月1日	102,065	103%
259	103	総合的設計による複数建築物特例認定申請建築物数2である場合	建築指導課	78,000	11年5月1日	82,810	94%
260	103	総合的設計による複数建築物特例認定申請建築物数3以上である場合 =28,000×2を超える建築物	建築指導課	78,000 +	11年5月1日	34,636	-
261	104	既存建築物を前提とした総合的設計による複数建築物特例認定申請建築物数1である場合	建築指導課	78,000	11年5月1日	82,810	94%
262	104	既存建築物を前提とした総合的設計による複数建築物建築物数2以上である場合 =28,000×1を超える建築物	建築指導課	78,000 +	11年5月1日	34,636	-
263	105	総合的設計による一団地の建築物の特例及び敷地内に広い空き地を有する建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可申請建築物数2である場合	建築指導課	238,000	15年4月1日	257,163	93%
264	105	総合的設計による一団地の建築物の特例及び敷地内に広い空き地を有する建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可申請建築物数3以上である場合 =28,000×2を超える建築物	建築指導課	238,000 +	15年4月1日	31,368	-
265	106	既存建築物を前提として総合的見地から設計した建築物(既存建築物を除く)の特例及び敷地内に広い空き地を有する建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可申請建築物数1である場合	建築指導課	238,000	15年4月1日	257,163	93%
266	106	既存建築物を前提として総合的見地から設計した建築物(既存建築物を除く)の特例及び敷地内に広い空き地を有する建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可申請建築物数2以上である場合 =28,000×1を超える建築物	建築指導課	238,000 +	15年4月1日	31,368	-
267	107	同一敷地内建築物以外の建築物の建築認定申請建築物数1である場合	建築指導課	78,000	11年5月1日	82,810	94%
268	107	同一敷地内建築物以外の建築物の建築認定申請建築物数2以上である場合 =28,000×1を超える建築物	建築指導課	78,000 +	11年5月1日	34,636	-
269	108	同一敷地内認定建築物又は同一敷地内許可建築物以外の建築物の建築に関する特例の許可申請建築物数1である場合	建築指導課	238,000	15年4月1日	257,163	93%
270	108	同一敷地内認定建築物又は同一敷地内許可建築物以外の建築物の建築に関する特例の許可申請建築物数2以上である場合 =28,000×1を超える建築物	建築指導課	238,000 +	15年4月1日	31,368	-
271	109	複数建築物の認定取消申請 =12,000×建築物数	建築指導課	6,400 +	11年5月1日	26,186	-
272	110	一団地の住宅施設に関する都市計画による建築物の容積率建ぺい率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外認定申請	建築指導課	27,000	11年5月1日	31,711	85%
273	111	優良宅地造成認定申請 1,000㎡未満	建築指導課	86,000	14年10月1日	85,219	101%
274	111	優良宅地造成認定申請 1,000㎡以上3,000㎡未満	建築指導課	130,000	14年10月1日	127,828	102%
275	111	優良宅地造成認定申請 3,000㎡以上6,000㎡未満	建築指導課	190,000	14年10月1日	191,742	99%
276	111	優良宅地造成認定申請 6,000㎡以上10,000㎡未満	建築指導課	260,000	14年10月1日	255,657	102%
277	111	優良宅地造成認定申請 10,000㎡以上30,000㎡未満	建築指導課	390,000	14年10月1日	383,485	102%
278	111	優良宅地造成認定申請 30,000㎡以上60,000㎡未満	建築指導課	510,000	14年10月1日	502,881	101%
279	111	優良宅地造成認定申請 60,000㎡以上100,000㎡未満	建築指導課	660,000	14年10月1日	647,664	102%
280	111	優良宅地造成認定申請 100,000㎡超	建築指導課	870,000	14年10月1日	860,711	101%
281	112	優良住宅新築認定申請 100㎡以下	建築指導課	6,200	14年10月1日	6,775	92%
282	112	優良住宅新築認定申請 100㎡を超え500㎡以内	建築指導課	8,600	14年10月1日	8,735	98%
283	112	優良住宅新築認定申請 500㎡を超え2,000㎡以内	建築指導課	13,000	14年10月1日	13,053	100%
284	112	優良住宅新築認定申請 2,000㎡を超え10,000㎡以内	建築指導課	35,000	14年10月1日	35,272	99%
285	112	優良住宅新築認定申請 10,000㎡を超え50,000㎡以内	建築指導課	43,000	14年10月1日	43,261	99%
286	112	優良住宅新築認定申請 50,000㎡超	建築指導課	58,000	14年10月1日	58,291	100%
287	113	良質住宅新築認定申請 100㎡以内	建築指導課	6,200	9年5月1日	6,775	92%
288	113	良質住宅新築認定申請 100㎡を超え500㎡以内	建築指導課	8,600	9年5月1日	8,735	98%
289	113	良質住宅新築認定申請 500㎡を超え2,000㎡以内	建築指導課	13,000	9年5月1日	13,053	100%
290	113	良質住宅新築認定申請 2,000㎡を超え10,000㎡以内	建築指導課	35,000	9年5月1日	35,272	99%
291	113	良質住宅新築認定申請 10,000㎡超	建築指導課	43,000	9年5月1日	43,261	99%
292	114	住宅用家屋証明	建築審査課	1,300	9年5月1日	1,282	101%
293	115	居宅介護支援要介護等認定者にかかるケアプラン作成手数料	中央・東西保健センター	厚労大臣の定める額	15年4月1日	-	-
294	-	幼稚園入園手数料(幼稚園条例)	学務課	1,000	45年1月1日	1,026	97%

豊島区手数料適正化検討委員会設置要綱

平成 13 年 6 月 6 日
区 長 決 裁

(設 置)

第 1 条 豊島区における手数料のあり方について検討し、その適正化に資するため、豊島区手数料適正化検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

- (1) 手数料を徴収する事務に関する事
- (2) 手数料の料額に関する事
- (3) 手数料の減額及び免除に関する事
- (4) その他手数料の適正化に関し必要な事項に関する事

(構 成)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は政策経営部長の職にある者とし、副委員長は区民部長の職にある者をもって充てる。

3 委員は、政策経営部企画課長、同財政課長、同行政管理課長、区民部区民課長、池袋保健所生活衛生課長、都市整備部建築審査課長、土木部道路管理課長の職にあるものとする。

(運 営)

第 4 条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

3 委員長は、検討の結果を庁議に報告するものとする。

(庶 務)

第 5 条 委員会の庶務は、政策経営部財政課において処理する。

附 則

この要綱は平成 13 年 6 月 6 日から施行する。

平成15年度 豊島区手数料適正化検討委員会 検討経過

- 5月13日 第1回検討委員会開催
- ・ 手数料改定の基本的な考え方
 - ・ 平成16年度に向けた検討課題について
 - ・ 手数料対象事務コスト調査について
 - ・ 住民基本台帳カード手数料について
- 8月27日 第2回検討委員会開催
- ・ 手数料対象事務コスト調査の積算結果（概要）
 - ・ 保育園の入所事務にかかる手数料について
 - ・ 自転車撤去保管手数料について
- 9月25日 第3回検討委員会開催
- ・ 手数料対象事務コスト調査の積算結果
 - ・ 住民記録不登録確認事務手数料について
- 10月31日 第4回検討委員会開催
- ・ 手数料改定額の事務局案について
 - ・ 手数料適正化検討委員会報告書（骨子案）について
 - ・ パブリックコメントについて
- 11月18日 第5回検討委員会開催
- ・ 手数料改定額の事務局案について
 - ・ 手数料適正化検討委員会報告書（案）について

平成 1 5 年度 豊島区手数料適正化検討委員会名簿

委員 長	政策経営部長	小野 温代
副 委 員 長	区民部長	大沼 映雄
委 員	政策経営部 企画課長	郡司 信興
	政策経営部 財政課長	横田 勇
	政策経営部 行政管理課長	岡田 道夫
	区民部 区民課長	齊藤 忠晴
	池袋保健所 生活衛生課長	山中 利道
	都市整備部 建築審査課長	工藤 敏郎
	土木部 道路管理課長	重川 榮佑

手数料適正化検討委員会報告書

編集・発行

平成15(2003)年12月発行
豊島区手数料適正化検討委員会
事務局; 豊島区政策経営部 財政課
〒170 - 8422 豊島区東池袋1 - 18 - 1
(03)3981 - 1111(代表)

(この印刷物は再生紙を使用しています。)